

平成 19 年 1 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

共友リース株式会社
取締役社長 多田康雄

平成 18 年 12 月 27 日付 公開草案「リース取引に関する会計基準(案)」及び公開草案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」について

当社は、地域金融機関の子会社としてリース事業を営み、総合的な金融サービスを提供し、グループを挙げて地域経済の発展に貢献することを使命としている。

地域経済の担い手であり当社の主要なお取引先である地元企業は中小企業が大半を占め、優良企業といっても主要都市レベルから見れば小規模な企業がほとんどである。

今回の公開草案の会計基準は、複雑・難解極まりなく、特に原則法とされる利息法の適用は、ほとんどの地場優良企業にとって事務負担上堪えられないものである。

特に成長性のある会社ほどリースを有効に活用している傾向があり、現状では会社法上の大会社に該当していなくても、リース債務が貸借対照表に計上されることで負債総額が 200 億円以上となり、大変な事務負担を伴う利息法計算によるリース会計処理と、新たに会計士監査に対応しなければならない、という二重の負担がのしかかることも想定される。

いずれにしても、リース料が支払ベースの費用処理とならず、減価償却費や支払利息計上に伴う余計な管理上の事務負担が増大することとなれば、地域優良企業の多くがリースの利用を手控えるしかなくなることは明らかである。かといって、資金調達力にも限界があるため、設備投資そのものの減退を招くことが予測される。

中小企業については、「中小企業の会計に関する指針」において過重負担とならないよう配慮されるような記述がされているが、企業会計基準委員会としてそのように取り組むとは言うておらず、これまでのリース会計に対する貴委員会の対応振りから、また、税制改正大綱において突如リース取引が税法上も売買扱いとされてしまったことなどからも、大きな疑念と危惧を抱いているところである。

中小企業であっても、近年地方発の産学連携型研究開発や農業等の分野で、新たな地方経済成長の萌芽を思わせるニュー・ビジネスが活発化してきており、それらの担い手の多くが零細規模・先行投資を必要としリース需要も強い企業層であると考えられる。

有望な事業ほど株式公開まで展望していると思われるが、その場合は会計基準に従った会計処理を当初から適用しなければならない。

設備調達手段としてリースの重要性が最も高い企業層であるにもかかわらず、過重な事務負担によって事実上リース利用から締め出されてしまう事態が懸念される。

以上のように、公開草案のリース会計基準適用は、永きに亘る不況に耐えたとはいえ、いまだに大都市圏に比べ回復色の薄い地方経済全体に、再び沈滞・地盤沈下をもたらすことが強く懸念されるものである。

リースの借手企業の立場で見ても、たとえ簡便的な処理方法によったとしても、減価償却費としての費用計上となると、キャッシュ・フロー組替え等の手間も生じ、会計面のみならず、予算・業績管理等の取り扱いも考慮しなければならず、決して簡単な対応ではない。

親銀行の連結子会社である当社のようなリース会社には利息法処理しか認められないとされており、借手である親銀行の処理と合わないとなると、連結決算手続上、大変な過重負担になってしまう恐れが大きい。(といて、銀行単体で利息法処理するなどすれば、買取よりも追加的システム対応・事務負担の大きなコストが生じる。)

今回の公開草案の元となる平成 18 年 7 月 5 日付 試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対しては、多くの意見が寄せられたと公表されているが、その内容やコメントに対する検討・審議の詳細について公開もされず、半年足らずのうちにほぼ試案どおりの公開草案が出されたことは、以上のような実務上、地域経済への悪影響を顧みない、非常に安易・軽率な対応であると考ええる。

元々の基準改定の必要性自体、非常に疑問であるが、そもそもが借手における資産・負債計上の問題だった筈であり、正常な取引における契約に基づく費用計上処理、仕訳科目等を歪めてしまうことは行き過ぎである。

実務に適用するならば、もっと抜本的に解り易く、連結決算にも配慮した上で簡素なものとする必要がある。

以上